

第2部 都市計法の法財政及計畫準備

その1. 都市計法の法制

都市計法の明細についてのべる事は著者の適任でない、此等については飯沼一省氏等の著書で識られたい。

ここには都市計法の概要を表示するに止める。

1. 都市計法法制史 (年表前出)
2. 日本内地都市計法關係法規

都市計法
同 施行令
都市計法委員會官制
市街地建築物法
同 施行令
同 施行規則
同施行細則 (各府縣)
耕地整理法 (區劃整理)
土地收用法
地 租 法
道 路 法
街路構造令
河 川 法
軌 道 法
地方鐵道法
工 場 法
電氣事業法

3. 同上主要法律の構造及法例

1) 都市計法

都市計法の定義 (1)

都市計法適用都市の決定 (2)

都市計法關係機關

立 案 (2) (3)

審 議 (3)

決 定 (3) (4)

執 行 (5)

財 源

費用負擔者 (6) (7)

特別税の賦課 (8)

同 補助 (9)

私權の制限

使用制限 (10) (11) (建築法)

(12) (15) (區劃整理)

所有制限 (16) (17) - (22)

制 裁

制 裁 (23) (24)

訴 願 (25) (26)

(備考。此の法律構造は全く著者の私見)

都市計法 (大正8年4月5日法律第36號)

改正 (い) 大正12年3月29日法律第27號, (ろ) 大正15年3月30日法律第38號, (は) 昭和6年3月30日法律第15號, (に) 昭和6年3月31日法律第30號, (ほ) 昭和8年3月29日法律第22號, (へ) 昭和9年12月12日法律第54號, (と) 昭和15年3月30日法律第76號

第1條 本法ニ於テ都市計法ト稱スルハ交通、衛生、保安、防空、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ互リ施行スヘキモノヲ謂フ (と)

第2條 都市計法區域ハ市又ハ前條ノ町村ノ區域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス

2. 主務大臣必要ト認ムルトキハ關係市町村及都市計法委員會ノ意見ヲ聞キ前項ノ區域ニ拘ラズ都市計法區域ヲ決定スルコトヲ得 (ほ)

第3條 都市計法、都市計法事業及毎年度執行スヘキ都市計法事業ハ都市計法委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第4條 都市計法委員會ノ組織、權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第5條 都市計法事業ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ行政廳之ヲ執行ス

2. 主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニヨリ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第6條 都市計畫事業ヲ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ施行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ施行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

2. 主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ依リ著シク利益ヲ受ケル者ヲシテ其ノ受ケル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第7條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第8條 公共團體ハ第4條又ハ第6條ノ費用ニ充ツルタメ左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市が營業稅雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

1. 地租割 地租百分ノ9以内 (に)
2. 營業收益稅割 營業收益稅百分ノ22以内 (い, ろ)
3. 營業稅, 雜種稅又ハ家屋稅, 各府縣稅十分ノ4以内
4. 特別地稅, 賃賃價格千分ノ3.4以内 (ろ, に)
5. 其他勅令ヲ以テ定ムルモノ

2. 營業收益稅割ノ賦課ニ就テハ營業收益稅法第10條第2項ノ規定ニ依リ資本利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス (ろ)

3. 特別地稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畑ノ賃賃價額ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス (ろ, に)

4. 公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第4條又ハ第6條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第9條 都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第6條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルヲ得

第10條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依リ地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

2. 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依リ地域及地區ノ外土地ノ狀況ニヨリ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノタメ特ニ地區ヲ指定スルコトヲ得

第11條 第16條第1項ノ土地ノ境域内又ハ前條第2項ノ規定ニ依リ指定スル地區内ニ於ケル建築物, 土地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第11條ノ2. 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル公園綠地若ハ廣場ノ境域内又ハ都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ノ區域内ニ於ケル建築物ニ關スル制限ニシ

テ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (と)

第12條 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲メ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

2. 前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第13條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後1年内ニ其ノ施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム但シ災害其ノ他特別ノ事情ニ依リ特ニ急務ヲ要スル場合ニ於テハ認可後1年内ト雖モ之ヲ施行セシムルコトヲ得 (へ)

2. 前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第14條 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第15條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃賃價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム (に)

第15條ノ2. 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第43條ノ規定ニ拘ラズ建物アル宅地墳墓地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得 (と)

第15條ノ3. 土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路, 廣場, 運河, 公園, 其他ノ公共ノ用ニ供スベキモノト爲リタル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ公共團體ノ所有地ニ之ヲ編入ス (と)

第16條 道路, 廣場, 河川, 港灣, 公園綠地其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

2. 前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニヨリ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

第17條 土地區劃整理ノ爲メ又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依リ建築物ノ整理ノタメ必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ收用スルコトヲ得

第18條 前二條ノ規定ニ依リ收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

2. 前項ノ規定ニ依リ土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第19條 第16條又ハ第17條ノ規定ニ因リ收用又ハ使用ニ付テハ第3條ノ規定ニ依リ都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第20條 土地收用法第22條第1項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

2. 前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ズ

3. 前2項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第21條 第9條ノ規定ニヨリ下付ヲ受ケタル土地及第16條第2項ノ規定ニヨリ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第22條 都市計畫事業ニ依リ生ジタル建築物ノ管理ニツキ特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第23條 行政施行法第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテナス處分ニ依リ行フベキ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第24條 本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

2. 前項ノ規定ニ依リ徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時効ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第25條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アルモノハ訴願スルコトヲ得

2. 本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第26條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノナシタル違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

第27條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正8年勅令第481號ヲ以テ大正9年1月1日ヨリ施行)

第28條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正7年法律第36號並ニ之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第29條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受ケル市ハ第2條ノ規定ニ因リ指定セラレタルモノト看做ス

第30條 東京市區改正條例又ハ大正7年法律第36號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第31條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正7年法律第36號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニヨリ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵触セザル限リ本法ニヨリ爲シタル處分ト看做ス

第32條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニヨリ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第1條第2項乃至第4項ハ仍其効力ヲ有ス

第33條 東京市區改正條例又ハ大正7年法律第36號、大正7年勅令第184號ニ依リ下附ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下附ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限リニアラズ

2. 前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

3. 第一項ノ河岸地ノ下附ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ

アラズ

附 則 (い) 本法ハ大正12年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (ろ) 1. 本法ハ大正15年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業收益稅制ニ關スル改正規定ハ大正16年度分ヨリ之ヲ適用ス
2. 營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セララル營業稅額ハ大正15年度分國稅營業稅制ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

附 則 (は) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和6年勅令第188號ヲ以テ昭和6年8月1日ヨリ施行)

附 則 (に) 1. 本法ハ昭和6年4月1日ヨリ之ヲ施行ス但シ第8條ノ改正規定ハ昭和6年度分ヨリ之ヲ適用ス
2. 昭和6年度分ニ付テハ第8條ノ改正規定中百分ノ9トアルハ百分ノ8、千分ノ34トアルハ千分ノ32トス
3. 昭和6年度分ニ限り勅令ノ定ムル所ニヨリ従前ノ地租ヲ標準トシ従前ノ規定ニ依リ地租割ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別地稅ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従前ノ地價ヲ標準トシ従前ノ規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ

附 則 (ほ) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和8年勅令第88號ヲ以テ昭和8年5月10日ヨリ施行)

附 則 (と) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和15年勅令第988號ヲ以テ昭和15年12月27日ヨリ施行)

2) 市街地建築物法

- 地 域 (1) (6)
- 建 築 線 (7) (10)
- 高 度, 空 地 (11)
- 構造, 設備, 敷地 (12)
- 防火地區 (13)
- 特殊地區 (14)
- 美 觀 地 區 (15)
- 工 事 規 定 (16)
- 既設物の制限 (17)
- 法 の 變 更 (18)

制	裁	
制	裁	(19) (20)
訴	願	(21) (22)
適	用	區
域		(23) (25)
道	路	の
定	義	(26)

3) 都市計畫委員會官制

職	責	(1) (2)
名	稱	配
置		(3) (4)
議	決	事
項		(4) (5)
組	織	(6) (7)
委	員	(8) (9)
會	長	(10)
調	查	權
		(11)
會	議	(12) (14)
常	務	委
員		(15)
幹	事	(16)
職	員	(17)

(備考) 括弧内の數字は夫々條文を表示する。

4) 臺灣都市計畫令 (昭和11年8月27日律令第2號)

第1章 總 則

- 第1條 本令ニ於テ都市計畫ト稱スルハ市街地ノ創設又ハ改良ノ爲ニ必要ナル交通、衛生、保安、經濟等ニ關スル重要施設ノ計畫ニシテ都市計畫區域ニ付施行スヘキモノヲ謂フ
- 第2條 都市計畫區域及都市計畫ハ臺灣都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ臺灣總督之ヲ決定ス臺灣總督災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施ヲ要スト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ都市計畫區域又ハ都市計畫ヲ決定スルコトヲ得都市計畫區域又ハ都市計畫ノ變更ニシテ輕易ナルモノニ付亦同シ
- 臺灣總督前2項ノ決定ヲ爲シタルトキハ都市計畫區域及都市計畫ノ要領ヲ告示ス
- 第3條 臺灣都市計畫委員會ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第4條 都市計畫事業ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス
- 臺灣總督特別ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシム
- 都市計畫事業執行者ハ事業着手前其ノ實施計畫ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ
- 臺灣總督前2項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

- 第5條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國庫、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非ザル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス
- 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
- 前項ノ負擔金ハ公共團體ヲ統轄スル行政廳都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス
- 第6條 公共團體ハ前條ノ費用ニ充ツル爲メ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ都市計畫稅ヲ賦課スルコトヲ得
- 第7條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ニ對シ國庫、州又ハ廳地方費ハ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得
- 第8條 都市計畫事業ノ執行ニ因リ道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スルモノノ全部又ハ一部ヲ廢止シタル爲メ不用ニ歸シタル官有地ハ第5條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ無償ニテ之ヲ下付スルコトヲ得
- 第9條 第2條第3項ノ規定ニ依リ都市計畫ノ要領ノ告示アリタル後道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他臺灣總督ノ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニ必要ナル土地ノ境域内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、増築、大修繕若ハ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加増置シ又ハ知事若ハ廳長ノ指定スル竹木土石ノ類ヲ採取セントスル者ハ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス知事又ハ廳長ハ前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得
- 第10條 道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他臺灣總督ノ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニ必要ナル土地、其ノ土地ニ定著スル物件ニシテ事業ノ爲ニ必要ナルモノ及其ノ土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
- 前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノ及其ノ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第11條 前條ノ規定ニ依リ收用又ハ使用ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外臺灣土地收用規則ヲ適用ス
- 第12條 公共團體ヲ統轄スル行政廳都市計畫事業執行ノ爲メ土地物件及土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用シタルトキハ其ノ權利ハ其ノ行政廳ノ統轄スル公共團體之ヲ取得ス土地、物件及土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ使用シタルトキハ其ノ使用權ニ付亦同シ
- 第13條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ都市計畫事業ニ因リ生シタル營造物ノ管理者及管理方法ヲ指定スルコトヲ得

- 第14條 都市計畫ニ關スル調査ノ爲ニ必要アルトキハ當該官吏又ハ吏員ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ他人ノ土地ニ立入りテ測量若ハ調査ヲ爲シ又ハ已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得
- 前項ノ規定ハ都市計畫事業執行者事業ノ爲ニ必要アル場合又ハ都市計畫事業ノ執行ヲ出願セントスル者其ノ出願ノ爲ニ必要アル場合ニ之ヲ準用ス
- 前2項ノ規定ニ依リ行爲ニ因リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ國庫、都市計畫事業執行者又ハ都市計畫事業ノ執行ヲ出願セントスル者ニ於テ其ノ損害ヲ補償スヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ知事又ハ廳長之ヲ決定ス
- 前項ノ決定ニ不服アル者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得
- 第15條 行政官廳又ハ都市計畫事業執行者ハ住所又ハ居所ノ不分明其ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ書類ノ到達アリタルモノト看做ス
- 第16條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他費用ハ行政廳臺灣國稅徵收規則ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ公共團體ヲ統轄スル行政廳ノ徵收スル徵收金ノ先取特權ノ順位並ニ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ其ノ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル
- 第17條 行政官廳ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニヨリ認可申請ニ對シ申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更生シテ認可ヲ與フルコトヲ得
- 第2章 地域及地區ノ設定並ニ建築物等ノ制限
- 第18條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ左ノ地域又ハ地區ヲ都市計畫ノ施設トシテ設定スルコトヲ得
1. 住居地域、商業地域又ハ工業地域
 2. 風致地區、美觀地區、防火地區又ハ風紀地區
- 臺灣總督ハ衛生、保安、經濟等ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ前項第1號ノ各地域内ニ都市計畫ノ施設トシテ特別地區ヲ設定スルコトヲ得
- 第19條 住居地域内ニ於テハ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スル建築物ハ之ヲ建設スルコトヲ得ス
- 第20條 商業地域内ニ於テハ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スル建築物ハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第21條 工場地域内ニ非サレハ工場、倉庫其ノ他ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第22條 前3條ニ規定スル建築物ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

- 第23條 臺灣總督ハ特別地區ニ關シ建築物ノ用途ニ付必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第24條 前5條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
- 第25條 臺灣總督ハ風致地區内ニ於ケル土地ノ形質ノ變更、工作物ノ新築、改築、増築、大修繕若ハ除却、物件ノ附加増置、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ホス虞アル行爲ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第26條 臺灣總督ハ美觀地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第27條 臺灣總督ハ防火地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ火災豫防上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第28條 臺灣總督ハ風紀地區内ニ於ケル建築物又ハ營業ニ關シ風紀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第29條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物ハ其ノ敷地カ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第30條 建築線ハ都市計畫區域内ニ於ケル道路幅ノ境界線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ都市計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
- 第31條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス
- 第32條 行政官廳ハ都市計畫區域内ニ於テ市街ノ構成上必要アリト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得
- 第33條 都市計畫區域内ニ於ケル道路ニシテ行政官廳ノ指定スルモノニ沿ヒテ建築物ヲ建築スル者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ亭仔脚又ハ之ニ準スル設備ヲ設クヘシ
- 第34條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備若ハ敷地又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第35條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他其ノ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第36條 臺灣總督ハ都市計畫區域内ニ於ケル建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第37條 都市計畫區域内ニ於ケル建築物左ノ各號ノ1ニ該當スルトキハ行政官廳ハ其ノ建築物ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得
1. 保安上危險ト認ムルトキ
 2. 衛生上有害ト認ムルトキ
 3. 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ
- 第38條 都市計畫區域ノ決定地域又ハ地區ノ設定其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物

カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ措置ヲ命スルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

第14條第4項及第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第39條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本章ノ規定若ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第40條 前條ノ規定ハ同條ニ掲グル者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲グル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第41條 本章ニ於テ道路ト稱スルハ第2條第3項、第49條第5項又ハ第53條第2項ノ規定ニ依リ告示シタル道路及道路豫定地ヲ謂フ

第42條 本章ノ規定ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第43條 本章ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ臺灣總督ノ定ム

第44條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ都市計畫區域内ニ於テ區域ヲ指定シ本章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第45條 本章ノ規定ノ一部ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ都市計畫區域ニ非サル地域ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第3章 土地區劃整理

第46條 本章ニ於テ土地區劃整理ト稱スルハ都市計畫區域内ニ於テ市街地トシテノ土地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本章ノ規定ニ依リ土地ノ交換、分合、地目變換其ノ他ノ區劃形質ノ變更又ハ道路、廣場、河川、公園等ノ設置變更若ハ廢止ヲ行フコトヲ謂フ

第47條 土地區劃整理ハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外土地ノ所有者ニ限り之ヲ施行スルコトヲ得

第4條第2項ノ規定ハ土地區劃整理ニ付テハ之ヲ適用セス

第48條 左ニ掲グル者ハ本章ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ土地ノ所有者ト看做ス

1. 永代借地権者
2. 臺灣官有財産管理規則第9條、第17條又ハ第21條ノ規定ニ依リ土地ノ賣拂ノ豫約ヲ受ケタル者

3. 臺灣官有森林原野及産物特別處分令第1條ノ規定ニ依リ土地ノ賣渡ノ豫約ヲ受ケタル者

第49條 土地ノ所有者土地區劃整理ヲ施行セントスルトキハ設計書ヲ作り土地ニ付所有權以外ノ登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意書ヲ添へ、數人共同シテ施行セントスル場合ニ在リテハ尙規約ヲ作り臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ但シ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

設計書、規約若ハ土地區劃整理施行地區（以下整理施行地區ト稱ス）ヲ變更シ、一人ニテ施行スル土地區劃整理ヲ變シテ數人共同ノ施行ト爲シ又ハ事業ヲ停止若ハ廢止セントスルトキハ之ニ關スル必要ノ事項ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ整理施行地區ノ變更ニ依リ新ニ整理施行地區ニ編入セラルベキ土地ニ付テハ第1項ノ同意書ニ關スル規定ヲ準用ス

債務ノ分擔ニ關スル規約ノ變更事業ノ廢止又ハ整理施行地區ノ減少ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ於テ土地區劃整理ノ爲ニ爲シタル借入金アルトキハ債權者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

臺灣總督第1項又ハ第2項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ旨及設計書ノ要領ヲ告示ス。設計書、規約若ハ整理施行地區ノ變更又ハ事業ノ停止若ハ廢止ハ前項ノ告示アル迄之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第50條 都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付テハ其ノ整理施行地區内ノ土地ノ所有者臺灣總督ノ指定スル期限内ニ土地區劃整理施行（以下整理施行ト稱ス）ノ認可ヲ申請セズ又ハ申請スルモ其ノ内容適當ナラスト認ムルトキハ臺灣總督ハ行政官廳ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第51條 臺灣總督都市計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ノ施行ノ認可ヲ取消シタル場合ニ於テハ行政官廳ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第52條 都市計畫トシ決定シタル土地區劃整理ニ付災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施ヲ要スル場合ニ於テ土地ノ所有者ノ整理施行ノ認可申請ヲ俟ツ暇ナシト認ムルトキハ臺灣總督ハ行政官廳ヲシテ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第53條 前3條ノ規定ニ依リ整理施行ヲ命セラレタル行政官廳ハ設計書及土地區劃整理施行規程（以下整理施行規程ト稱ス）ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ
臺灣總督前項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ其ノ旨及設計書ノ要領ヲ告示ス

第54條 行政官廳ノ施行スル土地區劃整理ニ要スル費用ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ整理施行地區内ノ土地ノ所有者又ハ登記シタル質權者、地上權者若ハ賃借權者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第5條第3項ノ規定ハ前項ノ負擔金ニ之ヲ準用ス

第55條 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ土地區劃整理施行地（以下整理施行地ト稱ス）又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

- 第56條 整理施行地ノ所有者ニ屬スル土地區劃整理ニ關スル權利義務ハ土地ノ所有權ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第48條ノ規定ニ依リ土地ノ所有者ト看做サレタル者ニ付テハ永代借地權又ハ臺灣官有財産管理規則若ハ臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依ル權利ヲ以テ土地ノ所有權ト看做ス
- 第57條 本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ整理施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス
- 第58條 第14條ノ規定ハ整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ第49條ニ規定スル土地區劃整理施行者（以下整理施行者ト稱ス）カ整理施行ニ關スル準備ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
- 第59條 整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ整理施行者ハ整理施行地ヲ管轄スル漁業ニ關スル登錄官廳、土地臺帳所管廳、戸口調査簿所管廳、市役所又ハ街庄區役場ニ就キ無手数料ニテ土地區劃整理ニ關シ必要ナル簿書圖面ノ閲覧又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得但シ漁業ニ關スル登錄官廳、土地臺帳所管廳又ハ戸口調査簿所管廳ハ必要アリト認ムルトキハ請求者ノ資格ニ關スル市尹街庄長又ハ大正九年勅令第361號第2條ノ區長ノ證明書ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第60條 整理施行ノ爲官有又ハ公共團體ノ所有ニ屬スル道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スルモノノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルニ因リ不用ニ歸シタル土地ハ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス
- 第61條 整理施行ニ依リテ開設シタル道路、廣場、河川、公園其ノ他公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ無償ニテ之ヲ官有地又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス
前項ノ規定ニ依リ官有地又ハ公共團體ノ所有地ニ編入セラルヘキ土地ノ區分及範圍ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第62條 第15條ノ規定ハ住所又ハ居所ノ不分明其ノ他ノ自由ニ依リ第49條ニ規定スル整理施行者土地區劃整理ニ關スル書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス
- 第63條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ地租ニ付テハ臺灣總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 第64條 換地ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第70條第4項ノ告示ノ日ヨリ之ヲ從前ノ土地ト看做ス
前項ノ規定ハ行政上又ハ裁判上ノ處分ニシテ從前ノ土地ニ專屬スルモノニ影響ヲ及ボサス
- 第65條 整理施行者ハ整理施行ノ爲必要アルトキハ整理施行地區内ノ工作物又ハ木石等ヲ變更、除却又ハ破棄スルコトヲ得
第14條第3項乃至第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第66條 整理施行地ニ付漁業權存スル場合ニ於テハ漁業權者ニ對シ、漁業權及入漁權存スル場合ニ於テハ漁業權者及入漁權者ニ對シ整理施行者ハ整理施行ニ因リ生スヘキ損害ヲ

補償スヘシ

第14條第4項及第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第1項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クル權利ハ漁業權者及入漁權者共同シテ之ヲ有スルモノトス

整理施行者ハ第1項ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非サレハ工事ニ著手スルコトヲ得ス但シ其ノ損害ノ補償ヲ受クル權利者ノ同意ヲ得タルトキ、臺灣都市計畫關係民法等特例第11條ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキ又ハ第2項ノ規定ニ依リ知事若ハ廳長ノ決定シタル金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第67條 整理施行地區内ノ土地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ土地區劃整理ノ爲受ケタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ本令、規約又ハ整理施行規程ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第68條 整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者整理施行ノ認可若ハ整理施行地區變更ノ認可ノ告示又ハ第53條第2項ノ規定ニ依リ設計書ノ認可ノ告示アリタル後ニ於テ知事又ハ廳長ノ許可ヲ得シテ土地ノ形質ヲ變更シ、工作物ノ新築増築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置シタルトキハ之ニ關スル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得前項ノ告示アリタル後ニ於テ土地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ取得シタル者ハ從前ノ權利者ノ爲シ得ヘキ範圍内ニ於テノ損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

第69條 行政廳ハ其ノ施行スル土地區劃整理ノ爲必要アルトキハ換地豫定地及相當ノ期限ヲ指定シテ整理施行地區内ニ於ケル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命シ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得

第14條第3項乃至第5項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

行政執行法第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ行政廳カ第1項ノ規定ニ依ル命令ヲ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第70條 換地ハ從前ノ土地ノ地目、地積、等位等ヲ標準トシテ之ヲ交付スヘシ但シ地目、地積等位等ヲ以テ相殺ヲ爲スコト能ハサル部分ニ關シテハ金錢ヲ以テ之ヲ清算スヘシ特別ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルモノノ處分ニ關シテハ規約又ハ整理施行規程ノ定ムル所ニ依ル

前2項ノ規定ニ依ル處分ハ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

臺灣總督前項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ告示ス

第71條 前條ノ規定ニ依ル處分ハ整理施行地ノ全部ニ付工事完了シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ規約又ハ整理施行規程ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第72條 從前ノ土地ノ全部又ハ一部ニ付登記シタル所有權以外ノ權利又ハ處分ノ制限アルトキハ之ニ對スル換地ノ交付ハ其ノ權利又ハ處分ノ制限ノ目的タル土地又ハ其ノ部分ヲ指定シテ之ヲ爲スヘシ

第73條 臺灣總督第49條ニ規定スル整理施行者ノ行爲カ設計書、規約又ハ法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ懸アリト認ムルトキハ事業ノ停止ヲ命シ又ハ整理施行ノ認可ヲ取消

- スコトヲ得、豫定ノ期間内ニ土地區劃整理ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキ亦同シ
- 第74條 臺灣總督監督上必要アリト認ムルトキハ第49條ニ規定スル整理施行者ニ對シ設計書又ハ規約ノ變更ヲ命スルコトヲ得
- 臺灣總督、知事又ハ廳長監督上必要アリト認ムルトキハ前項ノ整理施行者ヲシテ土地區劃整理事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ、簿書圖面、出納又ハ工事ヲ検査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第75條 臺灣總督ノ處分ニシテ本章中他ノ條項ニ於テ告示ヲ必要トスル事項ニ相當スルモノニ付テハ臺灣總督之ヲ告示ス
- 整理施行者ハ前項ノ告示アル迄其ノ受ケタル處分ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
- 前2項ノ規定ハ臺灣總督ノ命令シタル停止處分ノ解除ニ之ヲ準用ス
- 第76條 第49條第1項若ハ第3項ニ規定スル所有權以外ノ登記シタル權利ヲ有スル者ニシテ土地區劃整理ノ施行若ハ整理施行地區ノ變更ニ異議アルモノ又ハ同條第4項ノ債權者ニシテ債務ノ分擔ニ關スル規約ノ變更、事業ノ廢止若ハ整理施行地區ノ減少ニ異議アルモノハ同條第5項ノ規定ニ依ル當該事項ノ告示ノ日ノ翌日ヨリ起算シ60日以内ニ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得
- 前項ノ申請アリタル場合ニ於テ臺灣總督必要アリト認ムルトキハ目的タル土地ニ付土地區劃整理ノ施行ヲ停止スルコトヲ得
- 第77條 整理施行ニ關シ設ケタル標識ヲ移轉、汚損、毀壞又ハ除却シタル者ハ50圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 第78條 第49條ニ規定スル整理施行者本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ50圓以下ノ過料ニ處ス
- 非訟事件手續法第206條乃至第208條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

5) 朝鮮市街地計畫令

第1章 總 則

- 第1條 本令ニ於テ市街地計畫ト稱スルハ市街地ノ創設又ハ改良ノ爲ニ必要ナル交通、衛生、保安、經濟等ニ關スル重要施設ノ計畫ニシテ市街地計畫區域ニ付施行スヘキモノヲ謂フ
- 第2條 市街地計畫區域及市街地計畫ハ其ノ區域ニ關係アル府會、邑會又ハ面協議會ノ意見ヲ聞キ朝鮮總督之ヲ決定ス
- 朝鮮總督前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ市街地計畫區域及市街地計畫ノ要領ヲ告示ス
- 第3條 市街地計畫事業ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス
- 朝鮮總督特別ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ市街地計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得
- 市街地計畫事業執行者ハ事業着手前ニ其ノ實施計畫ニ付朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ但シ事業執行者行政官廳ナル時ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受クヘシ

- 朝鮮總督前2項ノ規定ニ依リ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス
- 第4條 市街地計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス
- 第5條 前條ノ規定ニ依リ市街地計畫事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ市街地計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ同條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
- 第6條 道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他朝鮮總督ノ定ムル施設ニ關スル市街地計畫事業ニ必要ナル土地、其ノ土地ニ定著スル物件ニシテ事業ノ爲ニ必要ナルモノ及其ノ土地物件ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
- 第7條 前條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用令ヲ適用ス
- 前項ノ規定ニ依リ土地收用令ヲ適用スル場合ニ於テハ第2條第1項ノ市街地計畫ノ決定ヲ以テ土地收用令第4條第1項ノ事業ノ認定、第3條第1項ノ規定ニ依ル告示ヲ以テ土地收用令第4條第2項ノ公告ト看做ス
- 第8條 第6條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ事業執行者ハ第3條第4項ノ規定ニ依ル告示アリタル後朝鮮總督ニ收用又ハ使用スヘキ土地物件又ハ權利ノ細目ノ告示ヲ申請スヘシ
- 前項ノ規定ニ依ル告示アリタル後事業執行者2年以内ニ土地物件又ハ之ニ關スル權利ヲ取得セサルトキハ同項ノ規定ニ依ル告示ハ其ノ效力ヲ失フ但シ事業執行者カ土地收用令第9條ノ規定ニ依リ道知事ノ裁決ヲ求メタルトキハ此ノ限りニ在ラス
- 第9條 市街地計畫事業執行者土地收用令第19條第1項ノ規定ニ依ル補償金ノ拂渡又ハ供託ヲ爲ササルトキハ朝鮮總督ノ裁定及道知事ノ裁決ハ其ノ効力ヲ失フ但シ關係人カ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス
- 第10條 第3條第4項ノ規定ニ依ル告示アリタル後第6條第1項ノ土地ノ境域内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ、工作物ノ新築改築増築大修繕若ハ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加増置シ又ハ道知事ノ指定スル竹木土石ノ類ヲ採取セントスル者ハ道知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 道知事ハ前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得
- 第11條 第6條第2項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第12條 朝鮮總督必要ト認ムルトキハ市街地計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得
- 第13條 市街地計畫ニ關スル調査ノ爲ニ必要アルトキハ當該官吏又ハ吏員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ他人ノ土地ニ立入りテ、測量若ハ調査ヲ爲シ又ハ已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得市街地計畫事業執行者ニ於テ事業ノ爲ニ必要アルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ行爲ニ依リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ國又ハ事業執行者ニ於テ其ノ損害ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ道知事之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ不服アル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

第14條 行政官廳又ハ事業執行者ハ住所又ハ居所ノ不分明其ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ書類ノ到達アリタルモノト看做ス

第2章 地域及地區ノ指定並ニ建築物等ノ制限

第15條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ住居地域商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第16條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地區内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第17條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第18條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス朝鮮總督必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ前項ノ地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

第19條 前3條ニ規定スル建築物ノ種類ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第20條 前4條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第21條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ風致地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル土地ノ形質ノ變更、工作物ノ新築改築増築大修繕若ハ除却、物件ノ附加増置、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行爲ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第22條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第23條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ防火地區ヲ指定シ、其ノ地區内ノ防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ火災豫防上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ノ地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シテ之ヲ設クルコトヲ得

第24條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於テ風紀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物又

ハ營業ニ關シ風紀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第25條 第15條、第18條第2項又ハ第21條乃至前條ノ規定ニ依リ地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ハ市街地計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

第26條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ其ノ敷地カ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第27條 建築線ハ市街地計畫區域内ニ於ケル道路幅ノ境界線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ市街地計畫區域内ニ於テ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第28條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス

第29條 行政官廳ハ市街地計畫區域内ニ於テ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第30條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ノ高さ、構造、設備若ハ敷地又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第31條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他其ノ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第32條 朝鮮總督ハ市街地計畫區域内ニ於ケル建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第33條 市街地計畫區域内ニ於ケル建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ行政官廳ハ其ノ建築物ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

1. 保安上危険ト認ムルトキ

2. 衛生上有害ト認ムルトキ

3. 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第34條 市街地計畫區域ノ決定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタセハ本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ措置ヲ命スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府邑面ヲシテ損失ヲ補償セシム

第35條 第13條第3項及第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本章ノ規定若ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ2000圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第36條 前條ノ規定ハ同條ニ掲クル者法人ナルトキハ理事取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ

關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第37條 本章ニ於テ道路ト稱スルハ幅員4メートル以上ノ道路及幅員4メートル未満ノ道路ニシテ土地ノ狀況ニ依リ行政官廳ノ認定シタルモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

第38條 本章ノ規定ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ着手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第39條 本章ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第40條 朝鮮總督必要ト認ムルトキハ市街地計畫區域内ニ於テ區域ヲ指定シ本章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得

第41條 本章ノ規定ノ一部ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ市街地計畫區域ニ非サル地域ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第3章 土地區劃整理

第42條 本章ニ於テ土地區劃整理ト稱スルハ土地ノ袋トシテノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本章ノ規定ニ依リ土地ノ交換、分合、地目變換其ノ他ノ區劃形質ノ變更又ハ道路、廣場、河川、公園等ノ設置變更若ハ廢止ヲ行フコトヲ謂フ

第43條 市街地計畫區域内ノ土地ニ付テハ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外朝鮮土地改良令ヲ準用ス

第44條 市街地計畫トシテ決定シタル土地區劃整理ニ付テハ其ノ施行區域内ノ土地ノ所有者ハ朝鮮總督ノ指定スル期限内ニ其ノ施行ノ認可ヲ申請スヘシ

土地ノ所有者ガ前項ノ規定ニ依リ土地區劃整理施行ノ認可ヲ申請セス又ハ申請スルモ其ノ内容適當ナラスト認ムルトキハ朝鮮總督ハ行政官廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第45條 前條第1項ノ規定ニ依リ土地區劃整理施行ノ認可ヲ受ケタル者豫定ノ期間内ニ土地區劃整理ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ其ノ行爲カ事業計畫規約若ハ法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ認可ヲ取消シ又ハ事業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シタル場合ニ於テハ朝鮮總督ハ行政官廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施行セシムルコトヲ得

第46條 天災事變其ノ他特ニ急施ヲ要スル場合ニ於テ第44條第1項ノ規定ニ依ル土地ノ所有者ノ認可申請ヲ俟ツ暇ナシト認ムルトキハ朝鮮總督ハ行政官廳ヲシテ土地區劃整理ヲ施

行セシムルコトヲ得

第47條 行政官廳ハ其ノ施行スル土地區劃整理ノ爲ニ必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ整理施行地區内ニ於ケル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命シ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得

第13條第2項乃至第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

行政執行令第5條及第6條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ行政官廳カ第1項ノ規定ニ依ル命令ヲ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第48條 第4條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ施行スル土地區劃整理ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ整理施行地區内ノ土地所有者又ハ關係人ヲシテ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第49條 本章ニ規定スルモノノ外行政官廳ノ施行スル土地區劃整理ニ付朝鮮土地改良令ヲ準用シ難キ事項ニ關シ必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第50條 本章ニ規定スル土地ノ所有者及關係人ノ意義ニ關シテハ朝鮮土地改良令ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令施行ノ期日ハ各規定ニ付朝鮮總督之ヲ定ム

6) 關東州州計畫令 (昭和13年2月19日勅令第92號)

第1章 總 則

第1條 本令ニ於テ州計畫ト稱スルハ關東州ニ於ケル市街地ノ構成、農耕地ノ創設又ハ改良其ノ他土地ノ利用開發ノ爲ニ必要ナル公共ノ利益ト爲ルヘキ重要施設ノ計畫ヲ謂フ

第2條 州計畫及州計畫事業ノ決定ハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ爲ス其ノ變更及廢止ニ付亦同シ

第3條 州計畫ノ決定並ニ其ノ變更及廢止ニ付テハ關東州州計畫評議會ノ意見ヲ聞クヘシ但シ大使災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ緊急ノ必要アリト認ムルトキ及輕微ナル變更ヲ爲サントスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第4條 關東州州計畫評議會ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第5條 州計畫若ハ州計畫事業ヲ決定シ又ハ之ヲ變更シ若ハ廢止シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ス

第6條 州計畫事業ハ大使ノ定ムル所ニ依リ行政官廳之ヲ執行ス

法令又ハ政府ノ命令ニ依リ施行ノ義務アル事項ニ付テハ其ノ義務者ハ大使ノ認可ヲ受ケ州計畫事業トシテ之ヲ執行スルコトヲ得

前項ノ場合ヲ除クノ外公共團體又ハ私人ハ大使ノ特許ヲ受ケ州計畫事業ヲ執行スルコトヲ得

大使ハ前二項ノ認可又ハ特許ニ必要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得

第7條 行政官廳州計畫事業ヲ執行セントスルトキ又ハ大使前條ノ規定ニ依リ認可若ハ特

許ヲ爲シタルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ直ニ其ノ旨ヲ告示ス告示事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第8條 州計画事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ大使ノ定ムル所ニ依リ國庫又ハ關東州地方費、其ノ他ノ者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

第9條 大使必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ州計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第10條 第5條ノ規定ニ依ル州計画事業決定ノ告示アリタル後道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他大使ノ指定スル施設ニ關スル州計画事業ニ必要ナル土地ノ境域内ニ於テ土地ノ形質ヲ變更シ、建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ新築、改築、増築、大修繕、移轉若ハ除却ヲ爲シ、物件ヲ附加増置シ又ハ大使ノ指定スル樹木土石ノ類ヲ採取セントスル者ハ關東州廳長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ大使ニ於テ許可ヲ要セスト定メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

關東州廳長官ハ前項ノ許可ニ州計画事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

關東州廳長官ハ第1項ノ規定又ハ前項ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前3項ノ許可、條件及命令ハ第1項ノ土地物件ノ權利ノ承繼人ニ對シテ亦其ノ效力ヲ有ス

第11條 州計画若ハ州計画事業ノ決定又ハ州計画事業ノ執行ノ爲必要アルトキハ當該官吏、吏員又ハ事業執行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ他人ノ占有スル土地ニ立入り調査若ハ測量ヲ爲シ又ハ之ガ爲已ムコトヲ得サルトキハ其ノ土地ニ存スル障害物ヲ變更若ハ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第6條ノ認可又ハ特許ヲ受ケントスル者其ノ認可又ハ特許ノ申請ノ爲必要ナル場合ニ之ヲ準用ス

前2項ノ規定ニ依ル行爲ニ因リ損害ヲ受ケタル者アルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ國庫若ハ關東州地方費、事業執行者又ハ第6條ノ認可若ハ特許ヲ受ケントスル者之ヲ補償スヘシ

第12條 州計画事業ノ執行ニ付關東州土地收用令ヲ適用スル場合ニ於テハ州計画事業ノ決定ヲ以テ同令第3條第1項ノ事業ノ認定、第7條ノ告示ヲ以テ同令第3條第2項ノ公告ト看做ス

州計画事業トシテノ建築敷地造成ノ爲收用シタル土地ノ管理及處分ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第13條 大使ハ州計画事業ニ因リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

大使ハ前項ノ營造物ノ維持管理ニ關シ必要ナル定ヲ爲スコトヲ得

第14條 住所又ハ居所ノ不明其ノ他ノ事由ニ依リ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル

書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ公告ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ起算シ20日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ前項ノ書類ノ到達アリタルモノト看做ス

第15條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金ヲ滯納スル場合ニ於テハ行政官廳又ハ公共團體ハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ徵收金ノ先取特權ノ順位、追徴、還付及時效ニ付テハ徵收者カ行政官廳ナル場合ニ於テハ國ノ徵收金、公共團體ナル場合ニ於テハ其ノ公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第16條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外州計画又ハ州計画事業ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第2章 土地ノ利用開發ノ統制

第17條 大使ハ土地ノ用途ヲ統制スル爲住居地域、商業地域、工業地域又ハ農業地域ヲ設定スルコトヲ得

住居地域内ノ土地ハ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ、商業地域又ハ工業地域内ノ土地ハ夫々商業又ハ工業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ、農業地域内ノ土地ハ農業、林業、牧畜業、鹽業其ノ他原始産業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ之ヲ供スルコトヲ得ス

第18條 大使ハ衛生、保安、經濟等ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ各地域内ニ特別地區ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ特別地區ノ種類ハ大使之ヲ定ム

第19條 大使ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ景觀ヲ保育スル必要アリト認ムルトキハ景觀地區ヲ設定スルコトヲ得

第20條 大使ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ敷地トシテ土地ヲ使用スル場合ニ於テ其ノ面積若ハ敷地内ニ存セシムヘキ空地又ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ位置、高さ、構造若ハ設備ヲ統制スル爲必要ナル區域ヲ設定スルコトヲ得

第21條 大使ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ區域内ニ特別地區ヲ設定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ敷地若ハ敷地内ニ存セシムヘキ空地ノ最小限度又ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ高さノ最低限度若ハ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ特別地區ノ種類ハ大使之ヲ定ム

第22條 第17條乃至前條ノ規定ニ依ル地域、區域及地區（特別地區ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ設定ハ州計画ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ其ノ變更又ハ廢止ニ付又同シ

第23條 大使ハ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ノ配列ヲ統制スル爲第20條ノ區域内ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ建築線ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第24條 第17條乃至第21條ノ地域、區域又ハ地區内ニ於ケル土地又ハ建築物其ノ他ノ地上物件ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大

使之ヲ定ム

第25條 土地ノ使用左ノ各號ノ1ニ該當スルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ土地ノ區劃形質ノ變更、建築物ノ除却、改築、修繕、使用禁止若ハ使用停止又ハ地上物件ノ收去其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

1. 保安上危険ト認ムルトキ
2. 衛生上有害ト認ムルトキ
3. 本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
4. 地域、區域又ハ地區ノ設定其ノ他ノ場合ニ於テ從來ノ土地ノ使用カ本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反スルニ至リタルトキ

第10條第4項ノ規定ハ前項ノ命令ニ之ヲ準用ス

第1項第4號ノ規定ニ依リ措置ヲ命スルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ通常生スヘキ損害ヲ補償ス

第26條 本章ノ規定ハ大使ノ定ムル所ニ依リ建築物其ノ他ノ土地ニ定著スル工作物ニシテ工事中ノモノ又ハ工事ニ著手セサルモ設計アルモノニ之ヲ準用スルコトヲ得

第3章 土地整理

第27條 本章ニ於テ土地整理ト稱スルハ土地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本令ニ依リ左ノ各號ノ1ニ該當スル事項ヲ行フコトヲ謂フ

1. 土地ノ交換、分合、地目變換、區劃形質ノ變更又ハ水面ノ埋立若ハ干拓
2. 道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溜池、公園等ノ新設、變更又ハ廢止
3. 前2號ノ事項施行ノ爲若ハ施行ノ結果又ハ土地整理ニ附隨シテ行フ土地整理施行地（以下整理施行地ト稱ス）ノ利用上必要ナル設備又ハ工事

第28條 土地整理ハ州計畫事業トシテ施行スル場合ヲ除クノ外大使ノ定ムル所ニ依リ土地ノ所有者其ノ他ノ權利者ニ限り之ヲ施行スルコトヲ得

第29條 第6條第3項ノ規定ハ土地整理ニ付テハ私人ニ之ヲ適用セス

第30條 第28條ノ土地ノ所有者其ノ他ノ權利者土地整理ヲ施行セントスルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ

第31條 大使前條ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ス

第32條 州計畫事業トシテ土地整理ヲ施行スル場合ニ於テ大使必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ土地整理區域（以下整理區域ト稱ス）内ノ土地ノ所有者其ノ他ノ權利者ヲシテ第8條ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第33條 整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ大使ノ定ムル場合ヲ除クノ外整理施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第34條 第11條ノ規定ハ行政官廳土地整理ニ關スル調査ノ爲必要アル場合、第30條ノ認可ヲ受ケントスル者其ノ認可ノ申請ノ爲必要アル場合又ハ第30條ノ規定ニ依リ土地整理施行者（以下整理施行者ト稱ス）整理施行ノ準備ノ爲必要アル場合ニ之ヲ準用ス

第35條 整理施行者ハ整理施行ノ爲必要アルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ整理区域内ノ建

築物其ノ他ノ地上物件ヲ移轉シ、除却シ又ハ破毀スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ因リ通常生スヘキ損害ハ大使ノ定ムル所ニ依リ整理施行者之ヲ補償スヘシ

第36條 州計畫事業トシテ土地整理施行ノ爲必要アルトキハ行政官廳ハ大使ノ定ムル所ニ依リ換地豫定地及相當ノ期限ヲ指定シテ整理区域内ニ於ケル建築物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命シ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ因リ通常生スヘキ損害ハ大使ノ定ムル所ニ依リ州計畫事業執行者之ヲ補償スヘシ

第37條 整理施行地ニ付漁業權存スル場合ニ於テハ整理施行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ漁業權者ニ對シ整理施行ニ因リ通常生スヘキ損害ヲ補償スヘシ

整理施行者ハ前項ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非サレハ工事ニ著手スルコトヲ得ス但シ其ノ損害ノ補償ヲ受クル權利者ノ同意ヲ得タルトキ又ハ第50條ノ規定若ハ大使ノ定ムル所ニ依リ補償金ノ供託ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第38條 整理施行区域内ノ土地又ハ其ノ上ニ存スル工作物ニ付權利ヲ有スル者ハ土地整理ノ爲受ケタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第39條 土地整理施行ノ爲道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溜池、公園等ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルニ因リ不用ニ歸シタル國有地ハ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付ス

土地整理施行ニ依リ開設シタル道路、廣場、河川、運河、溝渠、堤防、溜池、公園等ニシテ民有ニ屬スル土地ハ無償ニテ之ヲ國有地ニ編入ス但シ大使ニ於テ特ニ指定スル土地ハ此ノ限ニ在ラス

第40條 換地ハ從前ノ土地ノ地目、地積、等位等ヲ標準トシテ之ヲ交付スヘシ但シ地目、地積、等位等ヲ以テ相殺ヲ爲スコト能ハサル部分ニ關シテハ金錢ヲ以テ之ヲ清算スヘシ特別ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルモノノ處分ニ關シテハ大使ノ定ムル所ニ依ル

整理施行者カ大使又ハ關東州廳長官以外ノ者ナルトキハ前2項ノ規定ニ依リ處分ハ大使ノ認可ヲ受クヘシ

大使又ハ關東州廳長官第1項及第2項ノ處分ヲ爲シ又ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第41條 從前ノ土地ノ全部又ハ一部ニ付登記シタル所有權以外ノ權利又ハ處分ノ制限アルトキハ之ニ對スル換地ノ交付ハ其ノ權利又ハ處分ノ制限ノ目的タル土地又ハ其ノ部分ヲ指定シテ之ヲ爲スヘシ

第42條 換地ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第40條第4項ノ告示ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ之ヲ從前ノ土地ト看做ス

前項ノ規定ハ行政上又ハ裁判上ノ處分ニシテ從前ノ土地ニ專屬スルモノニ影響ヲ及ボサ

ス

第42條 賃借地ニ付土地整理施行ニ因リ賃借ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ賃借人ハ整理施行者ニ對シ解除ニ因リ生シタル損害ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ賃借人ニ對シ損害ノ補償ヲ爲シタルトキハ整理施行者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ賃借人ニ對シ求償スルコトヲ得

第44條 土地整理施行ニ因リ賃借地ノ利用ヲ妨ケラルルトキハ賃借人ハ借賃ノ相當ノ減額又ハ前拂シタル借賃ノ相當ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

土地整理施行ニ因リ著シク賃借地ノ利用ヲ増シタルトキハ賃借人ハ借賃ノ相當ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ賃借人ハ契約ノ解除ヲ爲シ其ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

第45條 土地整理施行ニ因リ地上權、永小作權又ハ地役權ヲ設定シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ地上權者、永小作權者又ハ地役權者ハ其ノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得

第43條第2項及第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第46條 整理施行地ノ上ニ存スル地役權ハ整理施行ノ後仍從前ノ土地ノ上ニ存ス

土地整理施行ニ因リ地役權者カ其ノ權利ヲ行使スル利益ヲ受クルコトヲ要セザルニ至リタルトキハ其ノ地役權ハ消滅ス

土地整理施行ニ因リ從前ト同一ノ利益ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル地役權者ハ其ノ利益ヲ保存スル範圍内ニ於テ地役權ノ設定ヲ請求スルコトヲ得

第47條 第44條ノ規定ハ地上權、永小作權又ハ地役權ニ之ヲ準用ス

第48條 第43條乃至前條ノ規定ニ依リ賃借借ノ解除、地上權若ハ永小作權ノ拋棄、地役權ノ拋棄若ハ設定又ハ借賃、地代、小作料若ハ地役ノ對價ノ減額、拂戻若ハ増額ノ請求ハ

第40條第4項ノ告示ノ日ノ翌日ヨリ起算シ30日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第49條 整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物カ登記シタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第35條第2項、第36條第2項、第38條又ハ第40條第1項若ハ第2項ノ規定ニ依リ拂渡スヘキ金銭アルトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ但シ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物ニ付前記ノ權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル建物カ訴訟ノ目的タル爲訴訟當事者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

登記シタル先取特權者、質權者若ハ抵當權者又ハ訴訟當事者ハ前2項ノ規定ニ依リ供託シタル金銭ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

前3項ノ規定ハ第34條ノ規定ニ依リ拂渡スヘキ金銭アル場合ニ之ヲ準用ス

第50條 整理施行地ニ付存スル漁業權カ登録シタル先取特權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第37條ノ規定ニ依リ補償金ヲ拂渡スヘキトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ

但シ先取特權者又ハ抵當權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ整理施行地ニ付存スル漁業權カ訴訟ノ目的タル爲訴訟當時者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

登録シタル先取特權者若ハ抵當權者又ハ訴訟當事者ハ前2項ノ規定ニ依リ供託シタル金銭ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第51條 數人共同シテ土地整理ヲ施行スル場合ニ於テ共同施行者カ其ノ事業ノ爲ニ爲シタル借入金、其ノ利息其ノ他土地整理ノ施行ニ因リテ生シタル債務ニ付テハ共同施行者連帶シテ其ノ責ニ任ス但シ大使別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

國ハ前項ノ責ニ任セス

第52條 土地整理施行ノ認可ヲ申請セントスル者又ハ整理施行者ハ整理施行地ヲ管轄スル登記所ニ就キ無手数料ニテ土地整理ニ關シ必要ナル簿書圖面ノ閲覧又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得但シ登記所ハ必要アリト認ムルトキハ大使ノ定ムル所ニ依リ請求者ノ資格ニ關スル證明書ヲ提出セシムルコトヲ得

第53條 整理施行區域内ノ土地及其ノ上ニ存スル建物ノ登記ニ付テハ大使ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第54條 土地整理ノ施行ニ關シ整理施行地ノ所有者其ノ他ノ權利者ニ屬スル權利義務ハ當該權利ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス

本章ノ規定又ハ本章ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ整理施行地又ハ其ノ上ニ存スル物件ニ付權利ヲ有スル者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第55條 本章ニ定ムルモノヲ除クノ外土地整理ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

附 則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

その2. 都市計畫の財政

(本邦、特に内地に於ける例について)

1. 國庫並に府縣の補助金及固有河岸地の交附

都市計畫事業の財源としては當然“國庫並に府縣の補助金”が數へられる。

又不用に歸したる“國有河岸地”も實例としては稀であるが財源となり得る。

(法9)

2. 特別財源乃至此に準すべきもの

法律上特惠的に與へられたる諸權限“都市計畫特別税”、“超過收用(法16)

による財源”，“區劃整理事業”(法12—13)等も都市計畫事業費を軽減する力となる。

3. 受益者負擔金(法6)

而してそれ等の中最も屢々用ひられて効力の大きなものが受益負擔の方法である。

その本邦に於ける例をあげ参考に資さう。

街路工事の場合の例 此は法的には工事費の全額を採ることも出来るが大體

廣場道路新設の場合は工事費の $\frac{4}{10}$
同 擴築の場合は工事費の $\frac{3}{10}$

とするのが普通となつて居る。

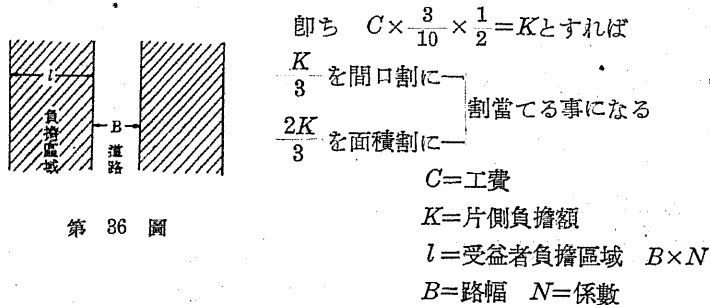
又其の賦課方法は一般に

街路廣場に接する地帯内にありては

負擔額の $\frac{1}{3}$ を間口の長さ に } 比例して賦課し,
 $\frac{2}{3}$ を面積に }

その他の地帯にありては配分されたる額を面積に比例して賦課する。

負擔區域の奥行は一般に“街路幅員の數倍(3~7倍)”とする。



第 36 圖

東京都市計畫事業道路受益者負擔ニ關スル件

(昭和4年8月1日内務省令第34號, 改正昭和7年2月10日内務省令第3號)

第1條 東京市ハ大正10年5月内閣認可東京都市計畫事業街路ノ新設擴張, 昭和2年8月内務省告示第397號東京市都市計畫街路ノ新設及昭和2年8月内務省告示第409號東京市都市計畫道路ノ新設改修中市長ノ執行スヘキ事業ニ要スル費用ヲ本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ負擔セシムヘシ

第1條ノ2 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ大正9年9月内務省令第28號ニ拘ラス第2條ノ負擔區域内ニ在ル土地ニ付左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 1. 有租地ノ所有者, 質權者, 永小作人, 地上權者, 賃借人, 借用借主及轉借人ニ付テハ建物(假設的ノモノヲ除ク)ノ所有ヲ目的トスルモノ又ハソノ權利ノ存續期間10年(事業著手前ニ設定セラレタル權利ノ存續期間ハ事業著手ノ日ヨリ起算ス)ヨリ長キモノニ限ル
- 2. 無租地ニ付左ニ掲クル者但シ一時的ノモノヲ除ク
 - イ. 地租法第2條及地租法以外ノ法令ノ規定ニ依ル無租地(保安林及都市計畫法第33條ノ河岸地ヲ除ク)ノ本來ノ用途ニ反スト認ムル方法ニ依リ其ノ使用收益ヲ爲シ又ハ其ノ權利ヲ設定シタル所有者及其ノ權利ヲ有スル者
 - ロ. イ以外ノ無地租ノ永小作人, 地上權者, 賃借人, 使用借主轉借人及占用權者

第2條 負擔區劃ハ各路線毎ニ其ノ道路ノ附近ニ於テ道路ノ境界線(街角ヲ翦除シタル部分ニ於テハ其ノ翦除セザル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線)ヨリ道路ノ幅員ノ5倍ノ地域トス

東京市ノ區域外ニ於テ土地ノ狀況ニヨリ必要アリト認ムルトキハ内務大臣ハ前項ノ地域ヲ道路ノ幅員ノ7倍迄擴張スルコトヲ得

幅員11米ヲ超ユル道路ノ幅員ニ付テハ第4條第5項ノ率ニ依リ遞減ヲ爲シタルモノヲ以テ前2項ノ道路ノ幅員トス

新設又ハ擴張スル道路ノ附近ニ於ケル道路, 河川, 溝渠, 堤防其ノ他地物ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ内務大臣ハ第1項及第2項ノ規定ニ拘ラス別ニ負擔區劃ヲ定ムルコトヲ得

第3條 市長ハ道路ノ幅員, 事業執行年度, 土地ノ狀況等ニ依リ負擔區劃ヲ細分シテ負擔區ヲ定ムルコトヲ得

負擔區ヲ定メタル場合ニ於テハ負擔金ハ各負擔區毎ニ之ヲ定ム

第4條 受益者ノ負擔スヘキ金額ハ道路新設ノ場合ハ其ノ事業費ノ3分ノ1, 道路擴張ノ場合ハ其ノ事業費ノ4分ノ1トス但シ第2條第4項ノ規定ニ依リ負擔區劃ヲ定メタル場合ニ於テ第2條第1項ノ地域内ニ在ル負擔區劃外ノ土地ニ付負擔金ヲ負擔セシムルモノトセハ其ノ負擔金額ハ之ヲ控除ス負擔區劃内ニ負擔金ヲ負擔セザル土地アル場合ニ於テ其ノ負擔金額ニ付亦同シ

隧道, 橋梁其他特殊ノ工事又ハ特殊ノ物件ノ移轉ニシテ著シク多額ノ費用ヲ要スルモノアルトキハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ控除シタル額ヲ以テ前項ノ事業費トスルコトヲ得道路ノ兩側ニ於ケル受益ノ程度著シク異ナル場合ニ於テハ受益ノ程度低キ側ノ全部又ハ

一部ニ對シ道路新設ノ場合ハ事業費ノ4分ノ1道路擴張ノ場合ハ同5分ノ1ヲ下ラサル範圍内ニ於テ第1項ノ割合ヲ低下スルコトヲ得

道路擴張ノ場合ニ於テ其ノ道路ノ幅員(11米ヲ超ユル道路ニ付テハ第5項ノ率ニ依リ遞減ヲ爲シタルモノ)カ舊道路ノ平均幅員ノ3倍以上ナルトキハ第1項及第3項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ道路ノ新設ト看做ス但シ道路ノ平均幅員カ6米以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

道路ノ幅員11米ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過部分ノ事業費ニ付左ノ率ニ依リ遞減シタルモノヲ以テ第1項及第2項ノ事業費トス

1	11米ヲ超ユル部分	1割引
2	13米ヲ超ユル部分	2ノ
3	15米ヲ超ユル部分	3ノ
4	17米ヲ超ユル部分	4ノ
5	19米ヲ超ユル部分	5ノ
6	21米ヲ超ユル部分	6ノ
7	23米ヲ超ユル部分	7ノ
8	25米ヲ超ユル部分	8ノ
9	27米ヲ超ユル部分	9ノ
10	29米ヲ超ユル部分	10ノ

第5條 市長ハ利益ヲ受クル厚薄ニ依リ負擔區劃ヲ1箇又ハ數箇ノ地帯トシテ一定ノ率ニ依リ各地帯ノ負擔額ヲ定ム

第3條ノ規定ニ依リ負擔區ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ地帯ハ各負擔區毎ニ之ヲ定ム

第6條 新設又ハ擴張スル道路ニ接スル地帯内ニ在リテハ其ノ地帯ノ負擔額ノ2分ノ1ヲ道路ニ接スル土地ノ部分ノ長サニ比例シ他ノ2分ノ1ヲ土地ノ面積ニ比例シ、ソノ他ノ地帯内ニ在リテハ其ノ地帯ノ負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ各該土地ノ受益者ノ負擔金額ヲ定ム

國有又ハ公有ノ土地ヲ隔テテ道路ニ接スル土地ニ付テハソノ土地ニ關スル受益カ道路ニ直接スルモノト大差ナシト認ムルトキハ其ノ地先ノ國有地又ハ公有地ノ道路ニ接スル部分ノ長サニ依リ之ヲ道路ニ接スルモノトシテ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得第2條第2項ノ規定ニ依リ負擔區劃ヲ定メタル場合ニ於テハ第1項ノ間口負擔ノ割合ヲ3分ノ1迄低下シ其ノ殘額ヲ面積ニ比例シテ各該土地ノ受益者ノ負擔金額ヲ定ムルコトヲ得第1條ノ第2號ロノ受益者ハ前3項ノ規定ニ依リ負擔金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル負擔割合ニ依リ算出シタル金額ヲ負擔ス

同一ノ土地ニ付二以上ノ受益者アル場合ニ於テハ前4項ノ規定ニ依リ負擔金額ハ市長ノ定ムル分擔割合ニ依リ受益者之ヲ分擔ス

第7條 負擔金ハ當分ノ内之ヲ均等ニ20分シ事業著手後毎年2回別ニ定ムル期日ニ於ケル現在ノ受益者ヨリ納付セシム但シ受益者ノ申請ニヨリ負擔金ノ全部又ハ一部ヲ繰上納付

セシムルコトヲ得

負擔金ハ事業豫算額ニ依リ之ヲ算出ス

前項ノ負擔金額カ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者ノ負擔金額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス但シ市長ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此ノ限リニアラス

第8條 土地利用ノ狀況又ハ建物ノ階層ニ依リ前條第1項ニ依リ算出シタル金額ノ外其ノ5割以内ヲ増課スルコトヲ得

第9條 左ノ各號ノ1ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得但シ第3號ノ場合ニ於テハ寄附額ヲ超ユルコトヲ得ス

1. 同一ノ土地ニシテ本令又ハ他ノ規定ニ依リ同一年度内ニ重複シテ道路工事ニ關スル負擔金ヲ負擔スル關係ニ該當スルトキ
2. 地形又ハ道路利用ノ狀況ニ依リ斟酌スヘキ必要アルトキ
3. 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル費用ヲ補足スルタメ土地、物件、勞力若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ市長ノ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シ之ヲ寄附シタルモノアルトキ
4. 左ノ土地ニ付其ノ受益者ノ申請ニヨリ必要アリト認メタルトキ
 - イ. 國府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地
 - ロ. 神社寺院堂宇佛堂ノ境内地、教會所説教所ノ境内地及私立學校用地免租ニ關スル法律第1條ニ掲クルモノ、用ニ供スル土地
- ハ. 都市計畫法第16條第1項ノ土地
- ニ. 市街地建築物法第26條第2項ノ道路ノ境域内ニ在ル土地
- ホ. 其ノ他内務大臣ノ指定スル土地

第10條 第2條第2項及第4項ノ規定ニ依リ負擔區劃、負擔區、第5條ノ地帯及率、第6條第3項ノ規定ニ依リ間口負擔ノ割合、同條第5項ノ規定ニ依リ分擔、割合事業費豫算額及精算額、事業著手ノ日、第7條第1項ノ期日、負擔金ヲ増課スル事項及増加割合並ニ第9條第4號ホノ土地ハ市長之ヲ告示スヘシ

第11條 本令施行ノ際既ニ著手セル事業ニ付テハ本令施行ノ日ヲ以テ事業著手ノ日ト看做ス

第12條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和4年8月1日)

附 則

本令ハ昭和7年2月16日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行後ニ於ケル負擔金ノ賦課ニ付第7條ノ規定ニヨリ定メタル期日カ本令施行前ニ屬スルトキハ本令施行ノ日ヲ以テ其ノ期日ト看做ス

本令施行前ニ着手シタル事業ノ負擔金賦課ニ關シ本令施行ノ日ノ現在ニ於ケル當該土地ニ關スル權利者ニシテ本令ニ依リ新ニ受益者トナル者アル場合ニ於テ關係受益者ノ申請アル

トキハ市長ハ適當ト認ムル範圍内ニ於テ第6條第4項及第5項ノ規定ニ依リ定メタル負擔割合及分擔割合ヲ變更スルコトヲ得

本令施行前ニ負擔金ノ一部ヲ賦課シタル負擔區劃又ハ負擔區ニ於テハ其ノ賦課殘額ニ達スル迄第7條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ賦課ス但シ本令施行ノタメ負擔金額ニ異動ヲ生スル場合ニ於テハ本令ニ依ル負擔金額ノ14分ノ1ニ従前ノ規定ニ依ル賦課殘回数ヲ乘シテ得タル金額ヲ以テ賦課殘額トス

東京都市計畫事業澁谷川改修受益者負擔規定

(内務省令第6號 昭和5年3月22日)

第1條 東京府ハ昭和2年3月内務省告示第275號ニ依リ東京府知事ニ於テ施行スル東京都市計畫事業法澁谷川改修ニ要スル費用ヲ本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ負擔セシム

第2條 大正9年9月内務省令第28號ノ區劃ハ河川ノ境界線ヨリ其ノ兩側ニ於テ河川ノ幅員ノ3倍ノ地域トス

改修前ノ洪水時ニ於ケル浸水ノ狀況ニヨリ必要アリト認ムルトキハ内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ負擔區劃ヲ定ムルコトヲ得

第3條 府知事ハ河川ノ幅員事業執行年度又ハ土地ノ狀況等ニ依リ負擔區劃ヲ細分シテ負擔區ヲ定ムルコトヲ得

負擔區ヲ定メタル場合ニ於テハ負擔金ハ負擔區毎ニ之ヲ定ム

第4條 各受益者ノ負擔金額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

1. 負擔區劃内ニ在ル土地(受益者ナキ土地ヲ含ム)ニ付利益ヲ受クル厚薄ニ依リ1坪當負擔指數ヲ定メ之ニ其ノ土地ノ坪數ヲ乘シテ得タル數ヲ各當該土地ノ負擔指數トス
2. 事業費ノ百分ノ12箇半ヲ前項ノ總指數ニテ除シテ得タル金額ヲ指數1箇當負擔金額トス
3. 指數12箇當負擔金額ニ各土地ノ負擔指數ヲ乘シテ得タル金額ヲ以テ各當該土地ノ受益者ノ負擔金額トス

第5條 前數條ニ定ムルモノ、外河川ノ境界線ヨリ其ノ兩側各6間ノ區域内ニ在ル有租地ノ所有者ヲシテ事業費ノ百分ノ12箇半ヲ當該區域内ニ在ル土地ノ總坪數ニテ除シテ得タル1坪當負擔金額ニ各所有者ノ土地ノ坪數ヲ乘シテ得タル金額ヲ負擔セシム

第6條 橋梁其ノ他特殊ノ工事ニシテ著シク多額ノ費用ヲ要スルモノアルトキハ其ノ費用ノ全部又ハ1部ヲ控除シタル額ヲ以テ前條ノ事業費トスルコトヲ得

第7條 負擔金ハ之ヲ均等ニ14分シ毎年2回別ニ定ムル期日ニ於ケル現在ノ受益者ヨリ納付セシム但シ受益者ノ申請ニヨリ負擔金ノ全部又ハ1部ヲ繰上納付セシムルコトヲ得 事業著手後10年ヨリ長キ期日ノ存スル地上權、永小作權又ハ賃借權カ設定セラレタル有租地ニ付テハ其ノ地上權者、永小作人及賃借人ヲ以テ各受益者トス

1. 同一ノ土地ニ付大正9年9月内務省令第28號及前項ノ權利(所有權ヲ除ク)ニ以上ノ存スルトキハ最後ニ設定セラレタルモノノ權利者ヲ以テ受益者トス

2. 前2項ノ規定ハ第5條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ負擔セシムル場合ニ之ヲ適用セス

第8條 負擔金ハ前年度ノ事業費精算額(負擔金ノ第1回ノ計算ニ付テハ前年度以前ノ事業費精算合計額)ニ依リ之ヲ算出ス

第9條 左ノ各號ノ1ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得、但シ第3號ノ場合ニ於ケル減免額ハ其ノ寄附額又ハ工費額ヲ超ユルコトヲ得ス

1. 同一ノ土地ニシテ同一年度内ニ本令ニ依ル負擔金ト他ノ規定ニ依リ受益者負擔金トヲ重複シテ負擔スル關係ニ該當スルトキ
2. 土地ノ狀況ニ依リ斟酌スヘキ必要アルトキ
3. 澁谷川改修ニ要スル費用ヲ補足スルタメ土地、物件、勞力若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ府知事ノ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シタルトキ

第10條 第2條第2項ノ規定ニ依リ定メタル負擔區劃負擔區、第4條第2號ノ指數1箇當負擔金額、第5條ノ1坪當負擔金額、第7條第1項ノ期日及事業著手ノ日ハ府知事之ヲ告示ス

第11條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ府知事之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和5年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

東京都市計畫下水道事業受益者負擔ニ關スル件

(大正14年12月5日内務省令第28號 改正昭和10年4月5日内務省令第19號)

第1條 東京市長ハ都市計畫事業トシテ其ノ執行スヘキ下水道事業ニ要スル費用ヲ本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ負擔セシムヘシ

第2條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ第3條及第6條ノ負擔區劃内ニ在ル土地ニ付左ニ掲クルモノヲ謂フ但シ一時的ノモノヲ除ク

1. 有租地ノ所有者、質權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人
2. 無租地ニ付左ニ掲クル者
 - イ. 地租法第2條及地租法以外ノ法令ノ規定ニ依ル無租地(保安林及都市計畫法第33條ノ河岸地ヲ除ク)ノ本來ノ用途ニ反スト認ムル方法ニ依リ其ノ使用收益ヲ爲シ又ハ其ノ權利ヲ設定シタル所有者及其ノ權利ヲ有スル者
 - ロ. イ以外ノ無租地ノ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主、轉借人及占用權者

第3條 負擔區劃ハ各下水排除區域トス

地勢ノ關係ニ依リ必要アリト認ムルトキハ市長ハ前項ノ規定ニ拘ラス負擔區劃ヲ定ムルコトヲ得

市長ハ排水區事業執行年度、土地ノ狀況等ニ依リ負擔區劃ヲ細分シテ負擔區ヲ定ムルコトヲ得

負擔區ヲ定メタル場合ニ於テハ負擔金ハ各負擔區毎ニ之ヲ定ム

第4條 各土地ノ受益者ノ負擔金額ハ事業費ノ4分ノ1ヲ其ノ土地ノ面積ニ比例シテ之ヲ

定ム

2以上ノ負擔區ニ共通スル工事ノ事業費ハ各負擔區ニ於ケル受益者ノ土地ノ地積ニ比例シテ各負擔區ニ配分ス下水道事業ニ要スル費用ヲ補足スル爲メ土地物件勞力ヲ寄附シ又ハ市長ノ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ寄附シタル者アル場合ニ於テハ市長ハ其ノ寄附額ヲ評定シ第1項ノ事業費ニ算入ス

第5條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ負擔金額ノ外負擔金ヲ増課スルコトヲ得

1. 下水道事業ニ依リ土地カ特ニ著シク其ノ利用ヲ増進スルトキ
2. 下水道ニ排除スル汚水量著シク多量ナル事業ヲ經營スル者アルトキ
3. 階數3ヲ超スル建物存スルトキ

前項ノ規定ニ依リ増課スヘキ金額ハ前項第1號及第2號ノ場合ニ在リテハ前條ノ規定ニ依リ負擔金額ノ5割ヲ、第3號ノ場合ニ在リテハ前條ノ規定ニ依リ負擔金額ノ20割ヲ超スルコトヲ得ス

第6條 下水道ニ關スル設備ニシテ道路ノ效用ヲ兼ネ又ハ在來ノ道路ニ改良ヲ加フルモノアルトキハ前2條ノ規定ニ依リ負擔金額ノ外其ノ效用ヲ兼ネ又ハ改良ヲ加フル爲メニ要スル費用ノ一部ヲ負擔セシム但シ其ノ費用ノ3分ノ1ヲ超スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於ケル負擔區劃ハ當該設備又ハ道路ニ接スル土地ノ區域トシ其ノ土地ノ當該設備又ハ道路ニ接スル部分ノ長サニ比例シテ各受益者ノ負擔金額ヲ定ム

市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ負擔區劃及負擔方法ヲ定ムルコトヲ得

第7條 第2條第2號イノ受益者ニ對シ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前3條ノ規定ニ依リ負擔金額ノ範圍内ニ於テ其ノ負擔スヘキ金額ヲ定ムルコトヲ得第2條第2號ロノ受益者ニ對シテハ前3條ノ規定ニ依リ負擔金額ノ範圍内ニ於テ市長ハ別ニ其ノ負擔スヘキ金額ヲ定ム同一ノ土地ニ付ニ以上ノ受益者アル場合ニ於テハ前3條及前2項ノ規定ニ負擔金額ヲ市長ノ定ムル分擔割合ニ依リ各受益者之ヲ分擔ス

第8條 負擔金ハ之ヲ均等ニ20分シ事業著手後年一回別ニ定ムル期日ニ於ケル現在ノ受益者ヨリ納付セシム但シ工事ノ種類、事業執行ノ狀況等ニ依リ負擔金ノ金額ヲ一時ニ納付セシメ又ハ均分回數ヲ減スルコトヲ得

負擔金ハ事業費豫算額ニ依リ之ヲ算出ス

前項ノ負擔金額カ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者ノ負擔金額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス但シ市長ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラス

第9條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得

1. 下水道又ハ第6條第1項ノ設備利用ノ狀況ニ依リ斟酌スヘキ必要アルトキ
2. 下水道事業ニ要スル費用ヲ補足スル爲メ土地、物件、勞力若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ市長ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者アルトキ

3. 左ノ土地ニ付其ノ受益者ノ申請ニ依リ必要アリト認メタルトキ
 - イ. 國、府縣、市町村若ハ他公共團體ニ於テ公用又ハ公用ニ供スル土地
 - ロ. 神社、寺院、祠宇、佛堂ノ境内地、教會説教所ノ構内地及私立學校用地免租地ニ關スル法律第1條ニ掲グルモノ、用ニ供スル土地
 - ハ. 都市計画法第10條第2項ノ規定ニ依リ指定セラレタル風致地區内ニ在ル土地
 - ニ. 都市計画法第16條第1項ノ土地
 - ホ. 市街地建築物法第26條第2項ノ道路ノ境内ニ在ル土地
 - ヘ. 其ノ他内務大臣ノ指定スル土地

第10條 左ニ掲クル事項ハ市長之ヲ告示スヘシ

1. 負擔區劃及負擔區
2. 第4條第1項ノ規定ニ依リ1坪當負擔金額
3. 第5條ノ規定ニ依リ増課スル土地、事業及金額又ハ割合
4. 第6條ノ規定ニ依リ工事執行箇所、1間當負擔金額及負擔方法
5. 第7條ノ規定ニ依リ負擔金額及分擔割合
6. 第8條第1項但書ノ規定ニ依リ納付方法
7. 事業費豫算額及精算額
8. 第9條第3號ヘノ土地

第11條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

第12條 本令ハ昭和10年4月11日ヨリ之ヲ施行ス

第13條 昭和4年内務省令第20號東京市都市計画王子町下水道事業受益者負擔ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ賦課シタル負擔金ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第14條 昭和7年10月1日東京市ニ編入シタル區域ニ於テ編入前當該行政廳ニ於テ執行シタル都市計画下水道事業ニシテ本令施行ノ際現ニ市長ニ於テ引續キ執行中ニ屬スルモノニ付テハ本令ヲ適用ス

第15條 從前ノ第10條ノ規定ニ依リ市長ノ告示シタル負擔金ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ本令施行ノ際未タ納額告知書ヲ發セサルモノニ付テハ第2條、第7條、第8條第1項及第9條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

その3. 都市調査

都市の實態を概括、把握する爲に都市調査が必要とされる。これにより都市計画の根本方針を樹立するのである。

尤も此は地域、交通等の詳細計画を樹立するのに必要な精度迄は要しない。

詳細計畫に際しては改めてその目的に應じ視野を限り精度を深めた調査をしなければならぬ(當初より全般に互り詳細調査を爲す事は冗勞である。此の一種の豫備調査はむしろ此を如何に概括するかは技術が存する。即ち如何にして都市の「全體性」を捉へ得るか、そこに重點がある事を忘れてはならぬ)。

以下はその一般例を示したもので、素より此は計畫者の意圖及その都市の規模等により加除さる可き性質のものである。

1. 自然調査

1) 地形測量

概略設計用として 20,000 乃至 10,000 分 地圖作製(參謀本部の地圖あれば、それでよし)

細設計用 3,000 分

議定用(法律手續) 600分

2) 高低

3,000分地圖にて2米, 600分にて5厘

3) 地質

土壤

地中構造

土地變動(地盤沈下等)

4) 水質

地下水

地表水(工業用及飲料として水質をも併せて)

汚染度

5) 大氣及氣象

紫外線の強度及分布

空氣汚染度

風速, 風向

6) 樹種

樹種及其分布(育生状態についても)

7) 不利用地帯

急峻なる丘陵, 舟運の便なき河川, 軍用地, 墓地等

2. 土地利用状態及建築調査(布置に関する資料)

1) 土地

行政區域 變遷史

經濟圈 變遷史(支配區域をも併せて)

農林業の分布

經濟圏内

都市計畫(豫定)区域内

} につき

市街地區域の分布的發達史

考古舊蹟

古圖舊圖

} を参照

(支配區域及都市計畫區域につき)

空地 公共空地 面積及用途別分布

私有空地 面積分布及其公開の程度

公共所有地(一般的に)面積及分布

賃貸料圖 } いづれも變遷及分布

地價圖 }

2) 建築

建築物

舊時代建築 郷土建築等につき

形式 材料及その得失

分布

建築取締規則適用別分布

重要公館分布（敷地及建築）

重要建築（私設）分布（敷地及建築）

3) 地區（地區を造成せるものにつき）

都心地區

商經地區

經濟中心地區

小賣中心地區

歡興地區

學藝地區

學校の分布及其の影響圏，美術館，圖書館等の分布

不衛生地區

分 布

發生原因

現 狀

建 築

設 備

居住者の職業

家 賃

衛生狀態

3. 交通關係調査（組系に關する資料）

1) 道 路

史的發展

實際上的發展

計畫史

事業史(計畫の)

系統，幅員，構造等（舗裝等）

現 況

現状（幅員別，機能別）

計畫中のもの

2) 鐵道，軌道，バス

既往の發達狀況

現況 軌條幅員

運轉及營業狀況

計畫中のもの

認免許線

3) 水 路

用排水，河川，運河，港灣

可航範圍

定水位境界

深 淺

4) 空 路

既存空路

飛行場

計畫中の飛行場

5) 交通調査

過去に於ける交通調査資料の蒐集

交通量調査

道路使用交通機關につき定期的に

（路面交通は特に夜間法定閉店時迄）

方向調査

重要起點（交通中心等）よりの方向

重要交叉點に於ける方向

交通事故調査（路上及踏切等）

通勤圏調査

サラリーマン関係	} 距離 系統 混雑時等
工場労働者関係	
學生関係	

6) 運輸

鐵道，港灣を經由する客貨物の種類及量を各驛につき。

小運送関係の狀態調査

4. 施設及環境調査

1) 都市施設

水道，下水，電氣，瓦斯等の

施設（現在及計畫）

消費量

料金 等

2) 環境調査

都市景觀

田園景觀

田園の型

聚落風景

景觀汚損の狀，汚損及原因及都市美機關の有無等

5. 災害調査

過去に互り

風水害火災等につき

發生年月日

その時の條件

災害面積

被害 等

6. 都市財政調査

直接國稅	} 總額及人口1人當
市 稅	
市財政	

經常

臨時

特に都市計畫財政

受益者負擔の資料あれば收錄

7. 人口及産業調査（都市的成果）

1) 人口

人口量及其增加率

全般的のもの，及

職業別人口

年齢別人口

寄留人口

晝間人口

} 等の現在量をその分布及消長につき

人口密度をその分布，及消長につき

出生，死亡率及罹病をその分布及消長につき

2) 農林業（經濟圏内の）

人口量及其增加率（移出入關係）

年齢構成（その消長）

勞賃

農林漁産物の種類，總額（人口當），市場

農村工業

農村副業

3) 工業

工業史

發生原因 (年次別)

工業無ければ「無き」原因

工場誘致せし事あれば

その年次

方 法

効 果 (地價, 商況, 等)

工業總額及其の増加率

此を工業種別に

又人口1人當別に (此は總額)

工業資本別發達模様

郷土工業, 流入資本工業に種別

勞働力
瓦 斯
電 氣

の量消費量及單價

4) 商 業

金融資本の現状

郷土資本及流入資本の別にて

會社資本の現状

郷土資本及流入資本の別にて

株式取引高及手形交換高

卸賣及小賣の物價指數

商業地價, 商業交通量

歡興關係人口, 及同關係消費量 (都力の項に参照)

觀光事業々績

觀光事業の對象となるもの

宿泊人消長

觀光事業機關

(附) 郷土習性

祭, 催事, その他生活習慣等につき調査

8. 都力測定及都市經營

以上により總括的に都市全貌を達觀し得たりとして, 自分は進んで都力を識り, それに應じ一應の都市經營策を建つる事は更に重要であると信ずる。但しこれに関しては未だ適正なる先例もないので, 著者の試案を参考として記する事にする。

その4. 都力測定及都市經營

1. 都力測定

都 力 都市計画を行ふに當つて, 一應その都市の力を知つて掛るのが順序である。

無力なる都市に過重する計畫を負はしめる事は避けなければならぬし, 強力なる都市に對しては又十分に行き渡つた計畫を與へなければならない。

その目安としての都力は此れを如何に計るか, 又その都力とは果して如何なるものであるか。

此を正確に論定する事は頗る難事に屬するが, 實用上此は次の如く解決せられ得る。

都 力 { 動 態 { 生産力
消費力
靜 態—富力

生産力は云ふ迄もなくその都市の生産能力であり, 見方によつてはこれこそ都市の評価さる可き活動力であるかも知れない。

消費力は云ふ迄もなく都市内に蓄積せるものを消費せしめ得る能力であり

従つて見様によつては第二義的のものともなり得るが又現代都市機能の現代的な代表的表象であるとも考へられる。

富力は資本乃至貯蓄等の形體で保留され居る財力であり、潜在性都力である。理論的には此等を総合せるものが都力なりと云ふ可きであらうが、實際に於て此等は、夫々異なる範疇にあり、しかも簡単に綜合量定する事が出来にくい。よつて此等夫々につき都力を見出すと云ふ方式を採るより仕方がない。

今此等夫々の「力」につき此を座右に求め易き簡易な資料により標準を設ければ次の如くなる。

生産力 生産力を量定するに生産率を用ひる。生産率とはその町の總生産額を人口にて除せる商で、標準は現在にては200圓である。

本邦に於ける昭和11年の高位は1,000圓以上では八幡(1,370),川崎(1,987),尼崎(1,557),大垣(1,051),釜石(1,508)等であり、低位は100圓以下に盛岡(82),山形(91),別府(62),秋田(89),浦和(42)等がある。

標準の200圓臺は福岡(199),熊本(233),新潟(280),甲府(225),富山(277)等がある。尤も此の他に官業大工場のある都市の生産率は全然量定出来ない。呉(71),横須賀(24),佐世保(54)の如きである。

又その他の理由等もあつて、此の數値のみを單獨に用ふる事は危険が多い。よつて自分は此に併せて人口増加率を用ひる。生産旺んなれば人口増加又此に伴ふ可き筈であるからである。此の標準は大體2%である。

此の生産率と人口増加率の關係は又頗る奇で、大體に於て100なる比を保つてゐる。即ち増加率2%なれば生産率200圓となる如くである。大正14年より昭和10年に至る國勢調査による人口増加率の平均率高位は14%布施, 12%豊中, 9%延岡, 7%熱海等であり、

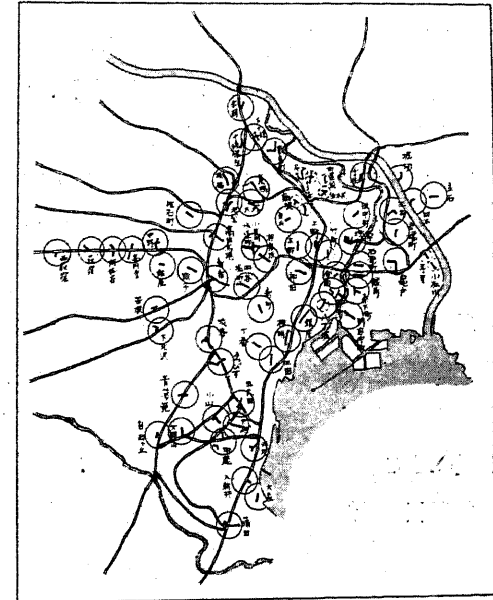
低位都市としては直方, 岡谷, 萩等の「減」がある。標準の2%には神戸, 廣島, 仙臺, 銚子, 四日市, 今治, 足利, 高山等がある。

消費力 消費力は物品販賣力 歡興力 の二つに分かれる。

此の中物品販賣力は商店街の最高地價に顯はれ、此はその商領域内の人口との比率により測定される。

即ち最高地價を人口にて除せるものを地價率とするならば、それは一應人口1人當5厘となる。

1錢—5厘	姫路, 明石, 今治
9—8	岸和田, 豊橋, 岐阜, 岡山, 倉敷
8—7	奈良, 福山, 下關
7—6	岡崎, 大垣, 福島, 郡山, 鳥取, 高松, 福岡, 大分, 別府, 佐賀
1厘以下	東京, 大阪, 横濱, 川崎, 神戸, 西宮, 佐世保, 高崎, 名古屋, 宇部, 丸龜, 高知, 大牟田, 八幡, 宮崎, 首里



第37圖 東京市に於ける盛場の分布とその支配領域 (圓はその徒歩的支配圏)

但し此の5厘と云ふ數値を用ひるのは便法で、一般都市にては、最高地價 = $2\sqrt{P}$ (Pは人口), 大工業都市には最高地價 = \sqrt{P} を標準値として用ふるをよしとする。

歡興力 此は觀興に從事する婦人數にて判定するのが最も正確であるが、更に此を電燈數等にて計るのも便である。

歡興業從事婦人1,000人當りの人口を妓率とし、人口1人當りの燈數を燈率

とするならば、妓率の標準は 1,000 人當り 5 であり、日本の最高位が 10 人で、堺、岐阜、奈良、別府がそれであり、又最低位が 3 人で八戸、郡山、米澤である。燈率は 0.9 燈を標準とし、最高 1.0 燈以上が、京都、岐阜、奈良、別府であり、0.5 が最低で八戸、戸畑、釧路等である。

富力 此は更に金融資本力、企業資本力等々に細分さる可きであるが、事實それ等の指數は容易に得難い。よつて自分は此等を總括して直接國稅 1 人當り（乃至時に貯蓄人口 1 人當り）を用ひる。

此の標準は大體 5 圓である。例としては昭和 11 年の最高は倉敷の 49 圓であり、次で 20 圓臺が東京、大阪、西宮、岸和田、飯塚等である。低位は 2 圓臺が横須賀、米澤、瀬戸、三原、釜石等で、標準の 5 圓は函館、徳島、高松、盛岡、秋田等である。

指數相關 かくして夫々の標準値を得たならば、次には此等の相互關係を知らなければならぬ。例へば我々は實例に於て生産率過剰にして消費率此に伴はないはゞ工業型とも稱す可き多くの都市を知つて居る。

又一面に消費率高きにかゝらず何等生産率に見る可きものを有たない消費型の都市がある。

工業型の例として（主として新興工業都市）

	人口増加率	生産率	消費率(地價率)
八幡	6.2	1.380	1
川崎	8.0	1.987	1
消費型に（主として縣廳所在地乃至觀光都市）			
金澤	0.9	330	5
奈良	1.5	284	7

而して又奇とす可きは、かゝる極端なる型の都市があたかも空の連星の如く 30 分乃至 1 時間の時間距離に於て對を成しつゝ存在してゐることが多いことである。例へばその適例として「宇部・山口」、「前橋・桐生」、「川崎・横濱」、「北九州都市・福岡」等々をあげる事が出来る。

而して、都市の最も力ある形は此の兩力が自市内にて適量にバランスせる場合である。

	人口増加率	生産率	消費率
廣島	3.0	389	4
岡崎	3.1	581	6
濱松	4.5	454	4

潜在指數 以上は總てその都市内に得らるゝ資料による指數であるが實際に於て消費指數はその都市の影響圏内の生産状態により支配されその潜在力は必ずしも此等の資料の中に十二分に具現されてゐるとは限らない。此の潜在力も計量し置く必要がある。而して此の潜在力を計算する前にその都市の影響圏を知らなければならぬ。一般に或地方の第一の影響圏は第 38 圖の如く構成される。

よつて先づその都市がその地方のどの級の中心なるかを見、それにより影響圏内の生産力を $\Sigma \frac{\text{生産力}}{\text{距離}}$ の方法で合算する。

2. 都市經營

かくして都市を測定し、その都市の榮養状態を識り得たならば、都市經營に入らなければならない。都市經營法は都市に應じ自から次の如く分類される。

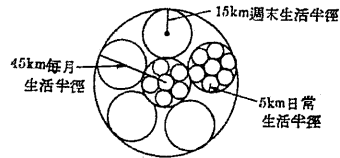
生産力涵養	自市生産力
消費力涵養	影響圏内の生産成果の吸引
	都市美計畫
	觀光計畫
	消費機關の改善

尤も此等の方法を適用するについてもその都市の地理的状态により差異は生じ得る。

即ち都市には

- 強大なる都市の影響圏内にあるもの（甲）
- 以上（甲）の圏外にあり獨立せるもの（乙）

独立都市(乙)の影響圏内にあるもの(丙)



第38図

等がある。而して乙、丙の型にも、亦季節生活の中心、毎月生活の中心、週末生活の中心、日常生活の中心と云ふ様に規模上の分類があり得る譯である。

而して上掲の都市経営諸策は大體乙、

丙の型の都市に適用す可きで、甲型に對しては更に相對的な案が加はり得る。

1) 強大なる都市の影響圏内にある都市 即ち甲型の都市は又その都市の性質により自から

強大都市の工業力を分擔するか

住居機能を分擔するか

に分かれ、夫々の條件に應じ經營される事になる。

工業分擔都市

母都よりの交通機關の整備

交通調整

自動車使用道路の設置等

都市計畫地域制の確立(工業使用地域の保留)

工業用排水設備

瓦斯電力等の配給計畫

快適なる労働住宅地の設備

緑地計畫

工業地域の隔離

労働者慰樂

等

住宅分擔都市

母都よりの交通機關の整備

都市計畫地域制の確立

衛生設備 上下水道等

都市美計畫

慰樂計畫 公園

歡興中心

等

中心商店街の整備

居住地の爲の區劃整理施行

2) 獨立都市 獨立都市には季節中心、毎月中心、週末中心、日常中心等の規模の差がある譯であるが、經營の方策については大なり小なり前掲の範圍を出ない。

尤もその中でも週末→毎月→季節と消費度が高くなる程消費經營に重點を置き、小都市になる程工業經營に重きを置く事にはなる。

生産經營 自市生産の經營であるが、此は當然工業誘致の形になる。

而して工業誘致は先づその土地の立地條件を思料し、此に應ずる工業を誘致するのでなければならない。

本邦に於ける工業指向の態様は此を實例に徴するに大體次の様になつてゐる様に推せられる。

第一 次 指 向	第二 次 指 向	第三 次 指 向
運 送 原料地へ向ふ 消費地へ向ふ	土 地 安き地價へ向ふ 施設ある土地へ向ふ	精 神 積極的な土地へ向ふ
勞 働 低賃金地へ向ふ 労働量多き土地へ向ふ 労働賃好き土地へ向ふ	媒 材 動力燃料用水の豊富にして安き土地へ向ふ	
環 境 その工業の必要とする環境へ向ふ	税 税金の少なき土地へ向ふ	

第一次指向は絶対的であつて、人力の如何ともなし難き範囲であり、「工業誘致可能地方」を決定する。

即ち此の指向に該当する地方でなければ工業は容易には誘發し得ないのである。北九州、阪神、京阪、東海等の如きは此の中の運送指向によつて發展した適例である。

第二次指向は第一次指向によつて決定された「地方」の中にていづれの「地點」が撰ばれるか「地點決定」の條件であり、人為の餘裕が十分になるので、結局此が誘致策となるのである。

此等に関しては次の様な例が多い。

土地に関する助成

地價

土地の提供

土地買収費補助

土地買収の廉價斡旋

埋立費補助

補償費補助

附帯施設

道水路施設

労働住宅地施設

媒材費助成

電力の割引

瓦斯水道費の割引

税助成

諸税の有限免税

尤も此等の中土地助成の爲には隣接町村を併合しなければならないことが多い。

第三次指向は第一次の指向條件が妥當なる場合に此の第二次指向の誘發を支配する條件である。

即ち精神状態積極的な地方にては或場合には第一次條件に多少の不備があつても第二次指向により強く此を補ひ目的を遂げる(大垣、濱松等の例がある)。又精神状態消極的な地方では第一次指向具備せるにかゝらず、毫も第二次指向に出でず自から工業化するに至つてゐない。

従つて經營指導者は或場合には先づ此の第三次指向より出發し、土着精神に積極性を有たしめてかゝらなければならぬ事もある。

消費經營 消費經營は此を別けて基礎的なものと直接的なものとする事が出来る。

基礎的なもの

自市工業の誘發

影響圏内の生産効果の流入

此には交通系統並に賃銀の統制が必要

直接的なもの

観光事業

観光事業はその都市の素質に應じて爲す可きものであるが、その標準スケジユルは次の如くであると考へられる。

環境保善

美觀地區の設定(廣告その他を取締る)

路上構作物整理地區の設定

濠池の淨化 等

都市美計畫

全市の都市美的造型

(都心建設、路系整備、展望臺の設置 等)

道路水邊の修飾

公館の意匠及配置

名勝、古蹟、公園等の保護及系統化 等

若し此が温泉地等であれば

周囲の公園化施設

眺望地帯の風致地區設定

散策地帯の造成（水邊丘陵等の）

ドライブ道路の造設

大衆娯楽場の設定

通過交通の分離 等

商業計画

商店街の確立

歓興中心の確立

（註） 商業計画については別項に詳述。